

川崎市立学校社会見学委員会規則を廃止する規則（案）

川崎市立学校社会見学委員会規則（昭和 3 5 年川崎市教育委員会規則第 2 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 2 8 年 3 月 2 4 日から施行する。

制 定 理 由

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

改正

昭和40年5月18日教育委員会規則第4号

昭和43年10月8日教育委員会規則第13号

昭和62年3月25日教育委員会規則第4号

平成2年3月30日教育委員会規則第5号

平成9年3月31日教育委員会規則第3号

平成19年11月28日教育委員会規則第17号

平成22年3月15日教育委員会規則第2号

川崎市立学校社会見学委員会規則

第1条 川崎市立学校社会見学委員会（以下「委員会」という。）を川崎市教育委員会に置く。

第2条 委員会は、市立学校が行なう学校行事としての社会見学、遠足、修学旅行、夏季施設等（以下「社会見学」という。）に関し、主としてその企画、運営の合理化をはかり、もって教育効果の向上を期することを目的とする。

第3条 委員会は、前条の目的を達成するために次の事務を処理する。

- (1) 社会見学実施に必要な基準の作成に関する事。
- (2) 社会見学実施に伴い必要な経費に関する事。
- (3) 社会見学のための総合的輸送計画について、東日本旅客鉄道株式会社その他の運輸機関との相互連絡、調整及び協力に関する事。
- (4) 社会見学における教育効果の向上のための研究及び指導に関する事。
- (5) 社会見学に関連のある教材、教具等の資料の整備、提供に関する事。
- (6) 社会見学関係地域の調査及び関係資料の収集並びに関係諸機関との折衝に関する事。
- (7) その他目的を達成するために必要な事務

第4条 委員会は、20人以内の委員をもって組織し、次にかかげるもののうちから教育委員会が任命し、又は委嘱する。

- (1) 市立学校の校長会
- (2) 市立学校のP. T. A
- (3) 教育委員会の事務局職員

(4) 学識経験者

第5条 委員の任期は、1年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

第6条 委員会に次の役員を置く。

委員長

副委員長

常任幹事

第7条 委員長は、学校教育部長をもって充てる。

2 副委員長は、委員長が委員のうちから指名する。

3 常任幹事は、委員のうちから委員長が指名する。また必要あるときは、委員長は、教育委員会の所管に属する職員のうちから幹事を委嘱することができる。

第8条 委員長は、委員会の事務を総理し、委員会を代表する。副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときはその職務を行なう。常任幹事は、委員長の指揮を受け会務をつかさどる。

第9条 委員長は、毎年1回以上委員会を招集しなければならない。

第10条 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の会議への出席および発言を求め、若しくはこれを許すことができる。

第11条 第3条に掲げる事務を処理するために委員会に特別委員会を置くことができる。特別委員会については、別に定める。

第12条 委員会の庶務は、川崎市教育委員会学校教育部指導課において処理する。

第13条 この規則に定めるもののほか、この規則施行に関し必要な事項は、委員長が委員会の議を経て別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際現にある「社会見学実施要領（川崎市教育委員会制定昭和28年2月3日）」は、この規則によって制定されたものとみなす。

附 則（昭和40年5月18日教委規則第4号）

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年10月8日教委規則第13号）

この改正規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年3月25日教委規則第4号）

この改正規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月30日教委規則第5号抄）

（施行期日）

1 この改正規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月31日教委規則第3号）

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成19年11月28日教委規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月15日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。